

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年4月1日揭示済み)

草津市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市上下水道事業管理規程第2号

草津市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

草津市上下水道部事務分掌規程（昭和52年草津市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「係および浄水場」を「浄水場および係」に改め、同条第4号および第5号を次のように改める。

(4) 北山田浄水場 浄水係

(5) ロクハ浄水場 浄水係

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年4月1日揭示済み)

草津市上下水道部職員の併任に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市上下水道事業管理規程第3号

草津市上下水道部職員の併任に関する規程の一部を改正する規程

草津市上下水道部職員の併任に関する規程（平成26年上下水道事業管理規程3号）の一部を次のように改

正する。

第2条第2項中「契約検査課の事務を所管する副部長」を「契約検査課の事務を所管する専門理事」に、「副部長（契約検査担当）」を「専門理事（契約検査担当）」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年4月1日揭示済み)

草津市上下水道部事務分掌規程および草津市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市上下水道事業管理規程第4号

草津市上下水道部事務分掌規程および草津市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

(草津市上下水道部事務分掌規程の一部改正)

第1条 草津市上下水道部事務分掌規程（昭和52年草津市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副係長」の右に「、主幹」を加え、「、参与」を削る。

第5条第3項中「副参事」の右に「、主幹」を加える。

(草津市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

第2条 草津市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和43年草津市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

(条例付則第9項の規定の適用を受ける職員の支給額)

2 当分の間、第7条において準用する草津市職員の給与に関する条例付則第9項の規定の適用を受

ける職員に対する次の各号に掲げる手当の支給額は、当該各号に規定する額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

- (1) 管理職手当 第3条の規定による額
 - (2) 管理職員特別勤務手当 第5条の規定による額
- 付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年4月1日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第9号

公共下水道の供用および処理開始について

公共下水道の供用および処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 渉

- 1 供用および処理を開始する年月日
令和5年3月31日
- 2 下水を排除および処理すべき区域
 - [駒井沢第二処理分区] 芦浦町、下物町、新堂町、長束町の各一部
 - [駒井沢第三処理分区] 芦浦町、駒井沢町の各一部
 - [駒井沢第四処理分区] 集町、川原町の各一部
 - [草津北第一処理分区] 川原二丁目、川原三丁目の各一部
 - [草津北第三処理分区] 上笠四丁目、川原一丁目、川原町、下笠町、西渋川一丁目、野村五丁目の各一部

- [草津西第一処理分区] 木川町、草津町、西草津一丁目の各一部
- [草津西第二処理分区] 北山田町、木川町、南山田町の各一部
- [草津中央処理分区] 青地町の一部
- [草津南第一処理分区] 御倉町、南山田町の各一部
- [草津南第二処理分区] 南笠町の一部
- [草津南第三処理分区] 追分南一丁目、追分南六丁目、西矢倉二丁目、野路町、野路四丁目、野路六丁目、野路七丁目、野路九丁目、野路東四丁目、野路東五丁目、橋岡町、東矢倉三丁目、矢倉一丁目、矢倉二丁目、矢橋町の各一部
- [矢橋処理分区] 矢橋町の一部
- [岡本処理分区] 岡本町の一部
- [草津東第二処理分区] 岡本町の一部
- [草津東第三処理分区] 青地町の一部
- [草津東第四処理分区] 青地町の一部
- [下戸山第二処理分区] 山寺町の一部
- [駒井沢第五処理分区] 芦浦町、穴村町、下物町、片岡町、志那町、志那中町、下寺町の各一部

3 供用を開始する排水設備の合流式または分流式の区分

分流式

4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称

- (1) 位置 草津市矢橋町2108番地
- (2) 名称 琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）浄化センター

5 関係図書の縦覧場所

草津市上下水道部上下水道施設課

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に基づき告示する。

令和5年4月1日

草津市長 橋川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
水道料金、公共下水道使用料その他地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	【受託者】 株式会社エコシテイサービス 【住所】 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番33号 サウスコア205号室	令和5年4月1日から 令和6年1月31日まで
水道料金、公共下水道使用料その他地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	【受託者】 しがぎん代理店株式会社 【住所】 滋賀県大津市浜町1番38号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

(令和5年3月31日揭示済み)

上下水道事業公告

公 告

草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第4条第1項の規定に基づき負担区を定めたので、同条第2項の規定に基づき公告する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

第2負担区

- (1) 追加の区域 草津市南笠町の一部
- (2) 追加の地積 0.03ha

第3負担区

- (1) 追加の区域 草津市北山田町の一部
草津市岡本町の一部
草津市下寺町の一部
- (2) 追加の地積 0.18ha

第4負担区

- (1) 追加の区域 草津市御倉町の一部
草津市北山田町の一部
- (2) 追加の地積 0.08ha

(令和5年3月31日揭示済み)

公 告

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第6条および第14条の規定に基づき、令和5年度草津市公共下水道事業受益者負担金および分担金の賦課対象区域を次のとおり定める。

令和5年4月1日

草津市長 橋川 渉

賦課対象区域

- [駒井沢第二処理分区] 芦浦町、下物町、新堂町、長束町の各一部
- [駒井沢第三処理分区] 芦浦町、駒井沢町の各一部
- [駒井沢第四処理分区] 集町、川原町の各一部
- [草津北第一処理分区] 川原二丁目、川原三丁目の各一部
- [草津北第三処理分区] 上笠四丁目、川原一丁目、川原町、下笠町、西渋川一丁目、野村五丁目の各一部
- [草津西第一処理分区] 木川町、草津町、西草津一丁目の各一部
- [草津西第二処理分区] 北山田町、木川町、南山田町の各一部
- [草津中央処理分区] 青地町の一部

- | | |
|-------------|---|
| [草津南第一処理分区] | 御倉町、南山田町の各一部 |
| [草津南第二処理分区] | 南笠町の一部 |
| [草津南第三処理分区] | 追分南一丁目、追分南六丁目、西矢倉二丁目、野路町、野路四丁目、野路六丁目、野路七丁目、野路九丁目、野路東四丁目、野路東五丁目、橋岡町、東矢倉三丁目、矢倉一丁目、矢倉二丁目、矢橋町の各一部 |
| [矢橋処理分区] | 矢橋町の一部 |
| [岡本処理分区] | 岡本町の一部 |
| [草津東第二処理分区] | 岡本町の一部 |
| [草津東第三処理分区] | 青地町の一部 |
| [草津東第四処理分区] | 青地町の一部 |
| [下戸山第二処理分区] | 山寺町の一部 |
| [駒井沢第五処理分区] | 芦浦町、穴村町、下物町、片岡町、志那町、志那中町、下寺町の各一部 |

(令和5年4月1日揭示済み)